

令和 6 年災害検証報告書

令和 7 年 7 月

全国知事会 危機管理・防災特別委員会

目次

○ 大規模災害対応の事後検証報告書.....	3
○ 令和6年7月24日からの大雨【秋田県】.....	9
課題：迅速な災害対応	
○ 令和6年7月25日からの大雨【山形県】.....	11
課題：応急仮設住宅の建設、治水対策、被災道路の早期啓開、農地・農業用施設 の災害復旧の対応、被災者生活再建支援	
○ 令和6年能登半島地震による災害【新潟県】.....	21
課題：市町村の被災者生活再建支援業務への支援	
○ 令和6年能登半島地震【石川県】.....	30
課題：令和6年能登半島地震における石川県の対応	
○ 令和6年奥能登豪雨【石川県】.....	32
課題：令和6年奥能登豪雨における石川県の対応	
○ 令和6年能登半島地震【富山県】.....	34
課題：県の応急対策	
○ 令和6年1月23日からの大雪【岐阜県】.....	37
課題：車両滞留事案に対応するための連絡体制強化	
○ 令和6年台風第10号【岐阜県】.....	39
課題：被災者生活再建支援、家屋の対応	

令和6年大規模災害対応の事後検証報告書

全国知事会 危機管理・防災特別委員会では、平成30年に発生した西日本豪雨、北海道胆振東部地震を契機に、被災都道府県の協力の下で、前年に発生した大規模災害への対応について検証結果をとりまとめ、国に対する要請活動につなげてきた。

令和6年は、年初の1月1日に最大震度7の巨大地震が能登地方を襲い、甚大な被害が発生した。

また風水害においても、近年毎年のように全国各地で線状降水帯の影響等による深刻な被害が頻発している。令和6年7月には、梅雨前線の影響により、秋田県と山形県を中心とした記録的な大雨により大きな被害が発生し、同県に災害救助法が適用された。8月には、台風第10号が鹿児島県に上陸し、暴風特別警報等が同県で発表され、九州地方から東海地方にかけて大きな被害が発生した。9月には、台風第14号から変わった低気圧の影響で線状降水帯が発生し、石川県に大雨特別警報が発表され、大地震との複合災害による深刻な被害が発生した。

危機管理・防災特別委員会では、令和6年中に発生した風水害や地震で大きな被害を受けた被災県の協力を得て、事後検証を行った。また、その他の都道府県から、災害対応の準備活動等を通じて得た意見や要望等についても調査を行った。本報告書は、その概要をまとめたものである。被災県の協力に感謝するとともに、本検証結果に基づく提言をとりまとめ、国への要請を行うとともに、検証で得られた教訓や課題を踏まえ、いつ起きてもおかしくない大規模災害への備えの一助としたい。

1 被災県から提出があった事項

各府県から、検証結果の報告があった。

- 令和6年7月24日から大雨【秋田県】
- 令和6年7月25日から大雨【山形県】
- 令和6年能登半島地震による災害【新潟県】
- 令和6年能登半島地震【石川県】
- 令和6年奥能登豪雨【石川県】
- 令和6年能登半島地震【富山県】
- 令和6年1月23日から大雪【岐阜県】
- 令和6年台風第10号【岐阜県】

上記以外の都道府県からも、災害対応力強化に向けた課題と国への要望事項について、多数の意見の提出があった。

2 災害対応に関わる課題と各都道府県で共有すべき事項

各都道府県から、災害対応や準備活動を通じて、課題と考える事項、都道府県間で共有すべき事項として、次のような意見があった。

○ 被災者支援、受援応援体制

- ・ 応急仮設住宅の建設においては、予め、様々な被災状況（被災地の立地、被災戸数等）を想定し、多様な要求に迅速に対応できるよう複数の団体と建設型応急住宅の協定を締結しているが、他県での災害による対応を理由に早急な供給ができない団体があり、協定締結の利点を活用できない状況となった。（山形県）
- ・ 令和6年能登半島地震における応援等を通じて得た課題として、応援職員の業務の明確化や、執務スペース、宿泊場所及び現地活動用車両の確保、現地活動時に必要な資器材調達に係る費用負担が挙げられる。（兵庫県）
- ・ 災害時広域応援に係る派遣元自治体の経費負担については、知事会からの要請による派遣の場合は、応援協定に基づき応援を受けた被災都道府県が負担することとなっている一方、総務省の応急対策職員派遣制度による場合は、双方協議の上決定となっているが、総務省の制度概要説明資料では一般的には派遣元が負担することとされており、要請ルートの場合によって費用負担者が異なっている。また、応援に要した経費のうち、住家被害調査等の災害救助法が適用されない業務は特別交付税の対象となり、経費の8割が措置されるが、残りの2割分については被災都道府県に求償する例があったところ、応援を受けた都道府県によって求償に応じるか否かの判断が分かれており、派遣元の経費負担が一定ではない。加えて、総務省の見解では、特別交付税の算定上、求償額は特定財源とみなされ、経費の対象から除外されることから、派遣元自治体に費用負担が発生する事態が生じている。（山口県）
- ・ 令和6年能登半島地震での課題として、他自治体からの応援職員やインフラ事業者などの宿泊施設の確保、水道等のライフラインの復旧の遅れ、耐震化率の低い地域における多数の建物倒壊、避難生活の長期化、避難所の衛生環境の悪化が挙げられる。（京都府）
- ・ 令和6年能登半島地震に伴う緊急消防援助隊大阪府大隊の派遣において、生活拠点となる宿営地で仮設トイレのし尿や生活ごみの処理に苦慮した。宿営地は避難所にもなっていたため、仮設トイレのし尿は、国の現地支援による避難所の仮設トイレの汲み取りと合わせて回収をお願いし、生活ゴミは、現地で処理することができないため、消防車両で持ち帰り処理したが、衛生面に問題があった。（大阪府）
- ・ 能登半島地震では、病院に勤務する医療スタッフも多く被災している。半島部など、もともと医療資源が脆弱な地域においては、必要な医療スタッフの確保等に苦慮している中、今回のような災害により、さらに深刻な状況になることが思慮される。DMA T等により災害初動時の支援は受けられるものの、大規模災害では中・長期的な支援が必須となる。（島根県）
- ・ 障がい者施設の入所者を別の施設に避難させる必要が生じたが、環境の変化を受け止めることが難しい入所者も多く、避難先がなかなか見つからない事態が生じた。（島根県）

○ 被災者生活再建支援制度

- ・ 被災者生活再建支援制度は、同じ災害で被災しても、被害状況により、法適用と

なる市町と、ならない市町が存在している。令和6年奥能登豪雨においては、輪島市、珠洲市は国制度の適用となったが、住家被害のあった能登町においては、国の適用基準を満たさず、被災者の支援に不公平感が生じることとなったため、市町と連携し、国制度と同水準の支援を行った。半壊世帯の場合、生活再建のために相応の費用がかかる場合があるにも関わらず、国制度の支給対象外となり、迅速な生活再建に結び付かない事例があるため、半壊世帯を対象に、県・市町で独自支援を行っている。早期の生活再建のため、石川県では、国制度を補完する独自制度を創設しているが、特別交付税措置については、都道府県のみとなっている。（石川県）

- ・地震による被害のみでは半壊未満となり、受けられる支援が小さかった二重被災者に対して、豪雨により被害が拡大した部分も含めて被害認定を行うことで、より手厚い支援が可能となった。（石川県）
- ・被災者生活再建支援基金は、令和6年能登半島地震等への支払いが継続しており、令和7年度末に基金残高が226億円に減少する見込みであることから、基金への追加拠出が必要となっている。（神奈川県）

○ 災害救助

- ・災害救助法第2条第2項においては、避難所の設置のみ救助が可能となっているが、避難所の設置については自治体職員が避難所運営をするための時間外勤務手当等の救助事務費が過大になるため、全体の救助費に対して定められた割合（約10%）で算定する救助事務費の上限額では、十分に市町村に対して財政措置をすることができない。（静岡県）
- ・令和6年能登半島地震において厚生労働省は、災害救助費の求償は都道府県間で行われることとなるため、可能であれば、派遣元都道府県において、立替負担をするほか、派遣元機関の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いする旨の事務連絡を発している一方、本部活動の経費を災害救助費の支給対象としないことや支給対象（タイヤチェーン、カイロ、食事の上限額、換価が必要な物品及び基準額等）が予め明確に示されていないことにより、派遣元都道府県の負担が生じている。（福岡県）
- ・災害救助法では、保健医療福祉（地方）調整本部での救護支援活動への派遣を、救護班の（現場）活動ではないとして、災害救助費の支給対象外としている。また、災害救助費の求償対象となる経費が個別具体的に整理して示されていないことが、求償事務の煩雑化、長期化の原因となっている。（福岡県）

○ 被害情報の把握、避難対策

- ・総務省の携帯基地局強靱化事業において、都道府県が費用負担を行う根拠の明示を求めてきたものの、総務省が整理した「国・自治体・事業者の役割分担の考え方等」の説明が一方的に繰り返されるのみで、地方公共団体に新たな義務又は負担を義務付ける施策の事業化が進められている。（神奈川県）
- ・大規模災害時における迅速な避難行動を促すには、住民の自助・共助に対する意識の向上が重要となる。（栃木県）

- ・水道施設が被災し、飲料水のみならず、トイレ洗浄、入浴・洗濯等の避難生活に必要な生活用水の確保に支障が生じた。（島根県）
- ・地震に伴う停電等により、携帯電話やラジオなどに電波を送受信するアンテナや中継器等の機能が失われ、道路の寸断により保守もできず、重要な情報が住民に届かない事態が生じた。（島根県）
- ・大雪が見込まれる際の車両滞留の防止には、不要不急の外出を控えていただくこと、冬用タイヤの装備が必須であることを適宜情報発信することが必要。また、車両の滞留を防ぐため、道路の予防的通行止めの実施など、早めの対応が必要。平時の取組としては、降雪時期前の関係機関を交えた訓練の実施、連絡体制の確認が重要である。（岐阜県）
- ・県道で全面通行止めとなった箇所については、国土交通省よりリアルタイムでの状況報告が求められるが、災害対応に追われる中で、国土交通省への報告が大きな業務負担となった。特に、被災箇所報告の中で求められる被災箇所（又は通行規制箇所）の起終点の座標値（緯度、経度）の取得に、多大な労力を要し、これを軽減するためには、被災箇所を現地で確認する職員（または委託を受けた者）が、現地で直接タブレット等により座標値を取得し、関係者が共有できるアプリ等を国が主導して開発することが有効と考えられる。（山形県）
- ・南海トラフ地震臨時情報への対応を通じて得た課題として、制度の周知、臨時情報発表時の対応、訓練等の実施がある。（兵庫県）

○ 孤立化、インフラ対策

- ・半島部で地震が発生した際、インフラの損傷により、医療機関、社会福祉施設等へ物資が届かず、備蓄物資の不足が懸念される。（島根県）
- ・能登半島地震において、広域支援ルートとなる緊急輸送道路が寸断され不通となるなど、迅速な災害救助・復旧活動に支障が生じた。（富山県）
- ・大雨災害では、多くの河川で大量の土砂が堆積し、発生土量が多大となる。一方、発生土砂の受入れ先までが長距離運搬となったり、受入れ条件に適合するよう土質改良を行ったりする必要がある、継続した安定的な財源の確保が必要である。（山形県）

○ 国の進める地域防災力強化のための体制整備等

- ・「非在庁型研修員」に対する指揮命令系統が不明瞭である。また、内閣府職員との併任ではないため、都道府県職員が内閣府の業務に専従することは、法的に課題があると考ええる。従って法的根拠や、指揮命令系統等を明確にし、実効性のある制度とするために必要な法整備等を進めるべきである。（神奈川県）
- ・都道府県の負担が小さくないことから、国の業務に専従する職員は、国の責任で雇用すべきである。（神奈川県）
- ・研修派遣の趣旨を踏まえると、国が都道府県に対し、「非在庁型研修職員」の配置を、恒久的に求めることについては、費用負担を含め、整理を行う必要がある。（神奈川県）

○ 防災DX

- ・り災証明書の交付や住家の被害認定について、市町村職員の事務負担が大きいことから、申請・交付手続きや調査手法のデジタル活用を進め業務の効率化・迅速化が必要である。（富山県）
- ・被災地を支援、復旧するために必要な情報及びデータは、迅速に官民ともに共有されるべきであり、かつ利用はオープン化されることが、必要である。加えて、被災地の精緻なデータ（3次元点群データ等）は国が迅速に取得することが求められる。（静岡県）

3 国に求める事項

各都道府県から国に求める事項について、次のような多数の意見があった。

○ 被災地支援体制の強化

応援職員の宿泊施設等の検索予約スキーム構築等の応援職員の活動環境の整備、応援派遣時の費用負担ルールの一統、福祉人材の総合的な派遣調整体制の構築など

○ 被災者支援制度の強化

被災者生活再建支援基金への追加拠出に係る財政措置、被災者生活再建支援制度の適用範囲の拡大、災害救助法の救助事務費の算定方法の見直し・応急修理の対象拡大など

○ 災害対策の強化

緊急防災・減災事業債等の延長、ライフラインの耐災害性の強化、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」の継続、国の進める地域防災力強化のための体制整備等に係る適切な運用など

○ 防災DXの推進

被災者支援システムの財政支援の充実、住家被害認定の判定方法の簡略化、など

4 今後の対応

今回の検証を踏まえ、国に求める事項を中心に、「大規模災害への対応力強化に向けた提言～令和6年に発生した災害の検証を踏まえ～」をとりまとめ、国に要請活動を行う。全国知事会としても、こうした提言の内容、また、今回の検証で得られた課題や教訓を踏まえ、防災・減災対策の強化に全力で取り組む必要。

課題：迅速な災害対応

被害の状況

○被害状況等（令和6年8月30日現在）

- 1 人的被害 死者2名 軽傷者1名
- 2 建物被害（単位：棟）

（1）住家	全壊 3	半壊 48	一部破損 5	床上浸水 18		
				床下浸水 237	計 311	
（2）非住家	全壊 2	半壊 0	浸水 23		計 25	
- 3 被害総額 約374億円

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県の対応状況

- 1 災害対策本部の設置等
 - 7月24日 17:25 秋田県災害連絡室設置
 - 7月24日 18:30 秋田県災害警戒部設置
 - 7月25日 9:00 秋田県災害対策本部設置
- 2 災害救助法の適用
 - 7月25日 6市2町1村に適用
（横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村）
 - 7月26日 1村に適用
（上小阿仁村）
- 3 リエゾンの派遣
 - 7月24日～ 由利本荘市、にかほ市
 - 7月25日～ 上小阿仁村、大仙市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
 - 7月26日～ 三種町

○市町村への説明会の開催状況

- 7月31日 災害救助法の説明会開催（Web会議）
 - ・避難所の設置、賃貸型応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、住宅の応急修理 等

検証結果（効果的な取組と課題）

○効果的な取組

- ・令和５年７月の大雨被害について、市町村、関係機関・団体、県庁関係各課からの意見・要望を聴取し、実際の対応状況や課題、どのように対応すべきであったのかについて「令和５年大雨災害の検証と今後の対応（以下検証結果等という）」として取りまとめた。
- ・令和６年５月に、市町村・消防本部防災担当課長会議を開催し、検証結果等を説明し、発災時における課題とその対応等について、県内全市町村と情報共有を図った。
- ・令和６年７月の発災時に、前回の検証結果等について、情報共有が図られていたことから、各市町村において円滑な対応が行われたことに加え、県から市町村に対してリエゾンを早期に派遣したことで、速やかに被害状況や自治体の対応状況等を把握することができた。

各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項

- ・検証結果等を県内全市町村と情報共有したことにより、発災時に県と市町村の的確で迅速な災害対応、被災者支援を行うことができたこと。

関係資料・データ

令和６年７月２４日から大雨による被害状況等について
https://www.bousai-akita.jp/pages/index.html?article_id=662

課題：頻発する災害発生状況下における応急仮設住宅の建設要請について

被害の状況

○大雨の概要

7月25日、秋田県境に近い庄内北部・最上地方に大雨特別警報発令
総雨量は多いところで500mmを超え、多くの観測所で観測史上1位の雨量を記録

○県全体の被害状況

庄内・最上地域を中心に県内過去最大の被害（R7.3.3 10時時点）

- ・人的被害 死者3人、軽傷4人
- ・建物被害（住家） 1,642棟
（全壊20、半壊526、一部損壊2、床上浸水75、床下浸水1,019）
- ・被害総額 約1,116億円

○災害救助法適用状況

7月26日までに県内16市町村（6市7町3村）が適用決定

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○建設型応急住宅の建設候補地等

県内全市町村において、大規模地震発生時の被害想定で、応急仮設住宅の建設候補地及び戸数を選定、定期的に更新依頼し、県で把握してきた。

○災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

県では以下の4つの団体と建設型応急住宅に係る協定を締結

- ・一般社団法人プレハブ建築協会（H8.5.1）
- ・一般社団法人全国木造建設事業協会（H29.9.1）
- ・一般社団法人日本木造住宅産業協会（H30.12.3）
- ・一般社団法人日本ムービングハウス協会（R5.8.1）

様々な被災状況を想定したうえ、多様な要求に迅速に対応できるよう、各団体で建設した場合のおおよその費用やメリット、デメリットを平時より把握してきた。

○発災からの経過

- 8月7日 鮭川村及び戸沢村から建設型応急住宅の要望提出
- 8月10日 内閣府参事官補佐 来県 打合せ及び建設用地等確認
- 8月16日 一般社団法人全国木造建設事業協会へ建設要請
- 8月20日 工事着手
- 9月30日 工事完了（戸沢村1棟は10月8日）
- 10月7日 鮭川村入居開始
- 10月10日 戸沢村入居開始
- 11月25日 談話室工事完了（戸沢村）

○建設型応急住宅の建設場所と供給戸数

団地名称	建設場所	戸数等
鮭川村京塚仮設団地	鮭川村定住促進住宅隣地 （鮭川村大字京塚 地内）	8戸 （うち単身用2、世帯用6）
戸沢村向名高仮設団地	旧戸沢小学校跡地 （戸沢村大字名高 地内）	28戸 （うち単身用6、世帯用22）、談話室

検証結果（効果的な取組と課題）

- 建設型応急仮設住宅の要請があったのは鮭川村及び戸沢村であり、災害規模としては比較的小規模局所的なものであった。また、当該地域では民間賃貸住宅や公営住宅のストックが少ないため、賃貸型応急住宅に加え、建設型応急住宅により検討を進めた。なお、建設要請先は、必要戸数、地元資材及び人材の活用を踏まえ選定し、住宅の仕様については豪雪地という土地柄から、雪対策に配慮したものとした。
- 建設要請先の検討段階では、他県での災害による対応を理由に早急な供給ができない協定団体もあり、建設要請までには時間を要した。
年度始めや災害発生時における供給可能能力の提示等、都度最新の供給状況を把握できるような体制整備が、要請先の迅速な選定に有効と考えられる。
- あわせて、物価や人件費等の高騰により、協定団体に事前に伺っていた建築費用（過去実績）と比較し整備費用が大幅に上昇した。各団体の基本プランの標準単価提示も迅速な整備にあたり有効と考えられる。また、災害救助法における戸当たり救助費の引き上げが必要と考えられる。

各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項

【教訓】

- 応急仮設住宅の建設予定地が災害廃棄物の集積場となっていた事例があり、市町村部局間での情報共有が必要である。
- 大規模地震発生時を想定した応急仮設住宅の建設候補地のため、市町村によっては、浸水区域内に存在する。今後、中小河川の洪水浸水想定区域が指定された場合には、建設候補地が限定され、建設候補地の見直しが必要である。

【要望事項】

- 各団体や内閣府による災害時における応急仮設住宅の供給状況及び供給可能戸数等の情報発信
- 基本プランごとの標準単価の提示及び災害救助法における標準単価との整合

関係資料・データ

課題：治水対策の推進について

被害の状況

- 令和 6 年 7 月 25 日からの大雨では、3 名の人命が失われたほか最上地域・庄内地域を中心に広範囲で家屋、農地及びライフラインに被害を受けた。
- 最上川では、7 箇所で見測史上最高水位を記録したほか、4 箇所で見画高水位を超過した。戸沢村蔵岡では最上川からの越水により、地区のほとんどの家屋が床上浸水した。酒田市では最上川が氾濫危険水位を超え、もし堤防が決壊していれば 1 万戸を超える建物浸水等、さらに甚大な被害が発生するところであった。
- 県管理河川においても、3 河川 3 箇所で見水、19 河川 29 箇所で見水、2 河川 5 箇所で見壊、202 河川 1,053 箇所で見岸損壊等の施設災害が発生した。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

【講じてきた対応】

- 令和 2 年 7 月豪雨、令和 4 年 8 月大雨等を踏まえ、国交省や関係市町村とともに、ハード・ソフト一体となった流域治水を推進。
 （ハード対策） 河川整備や堆積土砂・支障木の撤去等を集中的・計画的に実施
 （ソフト対策） 流域治水協議会等を通じた国、県、市町村との情報共有、メディアとの連携強化、洪水浸水想定区域追加指定、水位計・簡易カメラの設置による確実な避難行動への支援及び可搬式ポンプの配備等を推進

【7 月 25 日からの大雨を受けて講じた対応】

- 最上川とその支川において、国土交通省、県、市町村等が連携して「最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクト」を策定・公表し、河道掘削や堤防強化等の緊急対策の集中的な実施、戸沢村の集団移転等を推進
- 二級水系として全国二例目となる「日向川水系・月光川水系緊急治水対策プロジェクト」を立ち上げ、治山、砂防（砂防えん堤、流木止め等）との連携を強化するとともに、進捗を県民に「見える化」。プロジェクトの柱となる荒瀬川の復旧・復興について、県では、被災箇所の復旧に加え、拡張、河道掘削等により安全を確保する「改良復旧」を実施
- 県管理河川では、河道に大量の土砂が堆積したことから、撤去のための補正予算を編成し、被災前の流下能力の早急な回復を図る。

検証結果（効果的な取組と課題）

【効果的な取組】

- 河川の堆積土砂・支障木を撤去した箇所では、浸水被害が発生していない等の効果がみられた。
- 水位計・簡易カメラや市町村長へのホットライン（国・県合わせて 100 回）等、これまで整備した避難行動のための仕組みが有効に活用された。

【明らかになった課題】

- 最上川では、令和 2、4、6 年に計画高水位を超過し、洪水のたびに雨量が増加していることから、今後も気候変動による豪雨災害の激甚化、頻発化が進むことが懸念される。

- 近年、線状降水帯の発生等、短時間で集中して強い雨が降る傾向にあり、大河川が氾濫するよりも早く中小河川の急激な増水や内水氾濫が発生。迅速・的確な避難の重要性がより高まっている。
- 超過洪水の発生により堤防決壊のリスクが高まっている。県管理河川においては平成 16 年以来、令和 2 年に 1 箇所、令和 6 年は 5 箇所破堤した。

各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項

【共有すべき教訓】

- 気候変動による豪雨災害の激甚化、頻発化が顕在化しており、今後もこの傾向が続くことを念頭に、ハード整備とソフト対策（まちづくり、避難支援等）一体の流域治水の推進が必要
- 中小河川や内水等、短時間で発生する氾濫における避難に資する情報提供の充実が必要

【国等への要望事項】

- 国土強靱化関係予算や地方債等の継続的な確保。
- 気候変動を考慮した最上川水系河川整備基本方針及び河川整備計画の見直し及び対策の推進
- 超過洪水の増加を踏まえた堤防強化の推進

関係資料・データ

- 国土交通省東北地方整備局のウェブサイト
令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による出水の概要
<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/syussuisokuhou/R6.7/shussuisokuhou240821-2.pdf>
- 東北地方における豪雨時の雨の降り方（雨量、頻度）の変化について
※山形県作成（別添）

課題：被災道路の早期啓開

被害の状況

○気象状況、警報等

令和6年7月25日からの大雨では、前線や低気圧の影響により線状降水帯が2度発生し、県北西・北東部の庄内・最上地域を中心に激しい雨が降り続き、各地で記録的な大雨となった。

- ・記録的短時間大雨情報 2市町
- ・大雨特別警報 7市町村

○県管理道路の被災

県管理の道路では650箇所が被災し、被害額は97億円余りに上った。

そのうち、全面通行止めの措置をとった箇所は58路線112箇所となり、これまでにない大きな被害となった。

・全面通行止め箇所

国道	5路線	20箇所
主要地方道	22路線	45箇所
一般県道	31路線	47箇所
計	58路線	112箇所

都道府県で講じた（講じてきた）対応

【7月25日からの大雨を受けて講じた対応】

◎多くの路線が被災したが、とりわけ国道344号は、荒瀬川の溢水により道路が複数箇所寸断されて孤立集落も発生したことから、可及的速やかな啓開作業が必要となった。

○被災状況の調査

啓開にあたり道路の被災状況を把握するため現地を調査した。

○建設業協会の協力

災害時における応急対策に関する協定を締結していた山形県建設業協会を通じて地域に精通した建設業者に道路啓開作業を要請した。

○発生土砂の対処

山間部で多数発生した土砂流出について撤去作業を実施した。

○使用資材の手配

河川の溢水により複数箇所流出した道路等について啓開作業に必要な資材を現地調達した。

○復旧状況を広報

啓開の進捗や復旧の見通しについて広報し、被災者や道路被災により影響を受けている方々の行動計画に資する情報提供を行った。

検証結果（効果的な取組と課題）

○調査の方法

- ・道路の流出や土砂崩落などで道路が寸断され、現地に立ち入っての調査に相当の時間を要した。
- ・踏査が困難な災害時に備え、ドローンを配備しておくことが有効である。

○土砂の搬出

- ・山間部の道路で法面崩落や土砂流出が頻発したが、山間部では発生土砂を運ぶヤードの確保が困難であった。
- ・面積としては大きくなかったが、駐車帯、退避所、旧道敷き等を仮置き場として利用した。

○使用資材の確保

- ・応急復旧に使用する資材について、災害箇所が同時に多発したため一部資材（盛土材）について入手に苦慮した。
- ・現地発生材を流用して資材を確保した。

各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項

- 踏査が困難な場合に備え、電波到達距離が長いドローンの配備が有効である。
- 発生土砂や木材等のがれきについて、仮置き場となる場所を事前に関係機関と調整し共有しておくことが有効である。
- 啓開のための資材については代替できる材料や現地発生材を流用し臨機に対応することが有効である。

関係資料・データ

○山形県のウェブサイト

7月25日から大雨等の被害の状況及び復旧に向けた対応について

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/41540/higaijokyo20241223.pdf>

課題：農地・農業用施設の災害復旧の対応について

被害の状況

- 令和6年7月25日から26日にかけて、最上・庄内地域を中心に線状降水帯が2度発生し、大雨特別警報が7市町村に発表され、記録的短時間大雨情報も2市町で発表されるなど、これまで経験したことのない記録的な大雨となった。
- この大雨による農地・農業用施設の被害は、最上・庄内地域を中心に6,133箇所、約176億円となり、風水害としては記録が残る中で過去最大となった。
- 河川の氾濫や土砂崩れ、ため池の決壊や農地地すべり、農地や頭首工、水路等への土砂や流木等の流入堆積、揚水機場の冠水などが発生した。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 農地・農業用施設等災害の緊急配備体制・連絡体制の構築と災害発生時の緊急配備・非常事態体制マニュアルを作成し、県庁及び出先機関の各総合支庁、市町村で共有しながら災害対応を行っている。
- 農業用ため池では、県と管理者によって年2回の防災点検を実施し、適正な管理に努めているほか、大雨特別警報時の防災重点農業用ため池点検マニュアルを作成し、防災・減災対策を定めている。
- 発災後、「農林水産省（MAFF-SAT）」へ応援要請し、県や市町村に対して延べ242名の職員を派遣いただき、被害状況の調査や災害復旧工法の検討などの技術的支援のほか、農業用水を確保するためのポンプ設置等、応急対応をいただいた。
- 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、道県から延べ237名が派遣され、災害査定設計書の作成など技術的支援をいただいた。
- 被災箇所が膨大で県内コンサルタントが不足している状況であったため、農林水産省に「測量設計コンサルタントの確保」を要請し、県外コンサルタントによる被災市町村の調査業務を行った。
- 「大規模災害査定方針」を活用した資料の簡素化等により、円滑な災害査定を行うことができた。
- 高度な技術を要する復旧工事については、市町村からの要請によって県が受託し、復旧工事を実施することとしている。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 県と農林水産省や応援協定の道県職員が連携し、初動から被災市町村へ技術職員を派遣したことで被害状況の把握や災害査定の対応を速やかに行うことができた。
- 市町村においては、災害対応の経験豊富な技術職員が少なくなっている。

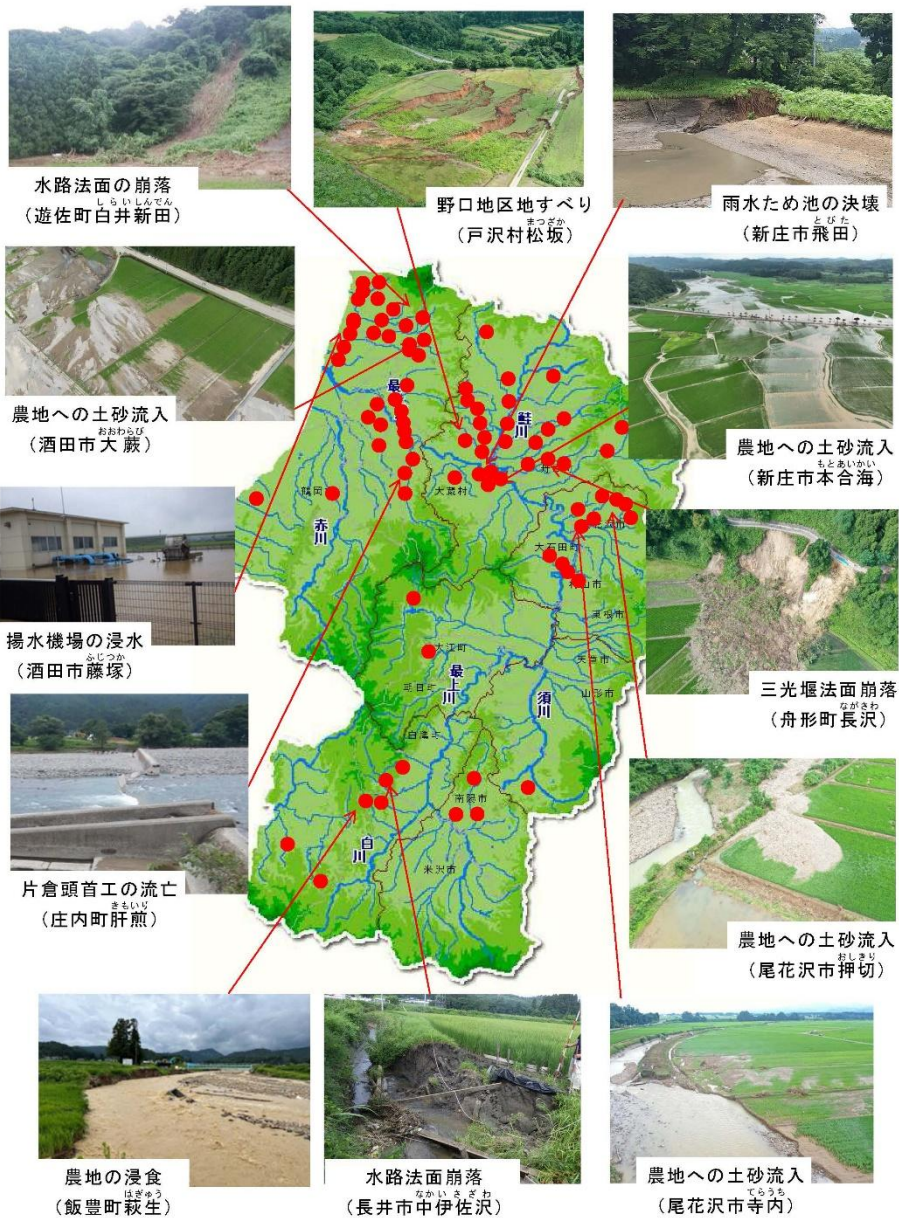
各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項

- 平時から、災害時に初動から復旧完了にかかる活用制度についての研修会や市町村、土地改良区などとの意見交換を密に行い、非常時における対応を円滑に行うための体制づくり必要である。

関係資料・データ

農地・農業用施設の主な被害状況

(令和6年7月25日からの大雨)



課題：被災者生活再建支援

被害の状況
○被害状況等（令和7年3月3日現在） 1 大雨特別警報 7市町村 2 人的被害 死者3人、軽傷4人 3 建物被害（単位：棟） （1）住 家 1,642 全壊：20、半壊：526、一部破損：2、床上浸水：75、床下浸水：1,019 （2）非住家 浸水被害：921 4 被害総額 約1,116億円
都道府県で講じた（講じてきた）対応
○県の対応状況 1 災害対策本部の設置等 7月25日 13:05 山形県災害対策本部設置 15:00 第1回災害対策本部員会議（以降、計9回開催） 2 災害救助法の適用 7月25日 16市町村に適用 3 被災者生活再建支援法の適用 8月23日以降、3市町村に適用 4 自衛隊災害派遣 7月25、26日、自衛隊に対し、災害派遣要請（2市村における救助救援活動） 5 災害ボランティア支援本部の設置等 7月25日 13:05 山形県災害ボランティア支援本部設置 7月26日 13:30 第1回災害ボランティア支援本部会議（以降、計20回開催）
検証結果（効果的な取組と課題）
○被災者生活再建支援法（制度）は、同じ災害で被災しても、被害状況により法適用となる市町村と、ならない市町村が存在している。 ○今回の災害においても、3市町村には、国の制度が適用されたが、住家被害のあった他の17市町村には適用されず、被災者の支援に不公平感が生じた。 ○半壊世帯の場合、高床住宅等では生活再建のために相応の費用がかかるにも関わらず、支援制度の支給対象外となり迅速な生活再建に結び付かない事例がある。 ○加えて、今回の大雨では浸水被害により、災害救助法の給与の対象外である洗濯機や冷蔵庫、テレビなどの生活家電が大きな被害を受けている。

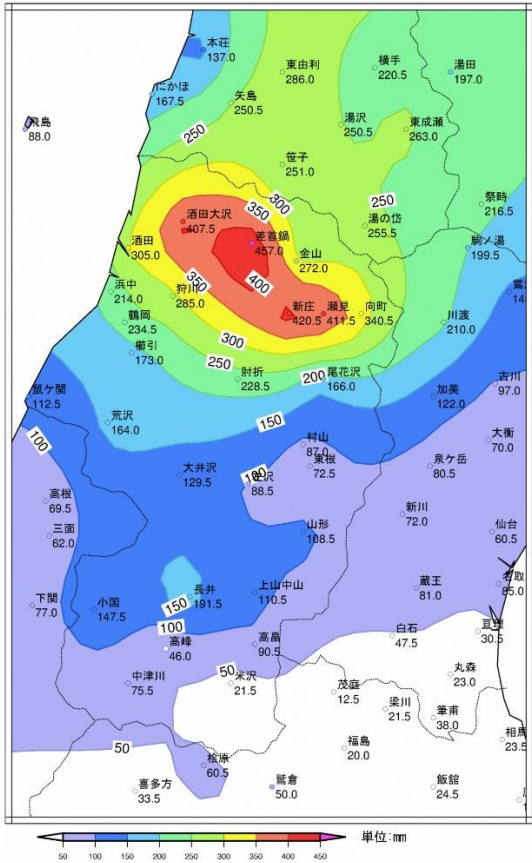
各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項

- 被災者生活再建支援法の適用要件を見直し、同一災害により被害を受けた全ての市町村を一体として支援すること。
- 被災後に高齢者の孤立化が懸念される本県など、被災地域の特性に応じた支援に向けて、被災者生活再建支援法に基づく制度拡充を図ること
- 生活再建支援の観点から、生活家電の購入に対する支援制度の創設など財政措置

を拡充すること

関係資料・データ

◆主な観測地点における総降水量（令和6年7月24日00時～27日24時）



市町村	観測地点	総降水量
真室川町	差首鍋	457.0
新庄市	新庄	420.5
最上町	瀬見	411.5
酒田市	酒田大沢	407.5
最上町	向町	340.5
酒田市	酒田	305.0
庄内町	狩川	285.0
金山町	金山	272.0
鶴岡市	鶴岡	234.5
大蔵村	肘折	228.5
酒田市	浜中	214.0
長井市	長井	191.5
鶴岡市	櫛引	173.0
尾花沢市	尾花沢	166.0

（山形地方気象台・公表資料）

課題：被災自治体への応援について

被害の状況

1 地震の概況

- 令和6年1月1日16時10分に、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度7、新潟県内では、長岡市で震度6弱、12市町村で震度5強、7市町で震度5弱を観測した。

<県内震度>

震度6弱	長岡市
震度5強	新潟市（中央区、南区、西区、西蒲区）、三条市、柏崎市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、阿賀町、刈羽村
震度5弱	新潟市（北区、東区、江南区、秋葉区）、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、阿賀野市、出雲崎町
震度4	新発田市、村上市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、湯沢町、津南町、関川村
震度3	粟島浦村

（出典：気象庁）

<県内の震度分布図>



（出典：気象庁）

2 被害の状況

- 新潟県内では、長岡市で震度6弱を観測するなど広い範囲で強い揺れを観測し、新潟市を中心に液状化現象が確認されたほか、県内の広い範囲で津波が観測され、甚大な被害が発生した。
- 新潟市西区、江南区を中心とした広い範囲で液状化により、住家被害や市道の被害が発生した。

- また、国道8号が上越市内において、土砂崩落により 27 日間全面通行止めとなり、広域輸送に影響を及ぼした。その他、公共施設、農地、水道施設、港湾施設等に被害が発生した。
- 人的被害（令和7年1月31日現在）は、死者5人（全て災害関連死）、重傷者11人、軽傷者43人の計59人の被害が発生した。
- 住宅被害（令和7年1月31日現在）は、全壊109棟、半壊4,113棟、一部損壊20,225棟、床上浸水14棟の計24,461棟の被害が発生し、被災者の速やかな生活再建が課題となった。

<新潟市における被害の様子>



<国道8号の土砂崩落状況（上越市）など>



国道8号 土砂崩落状況
(上越市大字茶屋ヶ原地先)

県内の液状化しやすさマップ
(北陸地方整備局作成に加筆)

新潟県内の人的・建物被害の状況（R7.1.31 現在。新潟県被害報）

	人的被害（人）					住宅被害（棟）						非住家被害 （半壊以上）（棟）		罹災 証明 申請数
	計	死者	行方 不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共建物	その他	
県全体	59	5 ※		11	43	24,461	109	4,113	20,225		14		68	21,277
市町村別														
● 新潟市	32	4		7	21	17,932	100	3,995	13,837					
● 長岡市	4			1	3	721		6	715				10	
● 三条市	3				3	489		6	483				27	
● 柏崎市	3				3	865	3	21	841				8	
	新発田市	なし				32			32					
	小千谷市	3			3	16			16					
●	加茂市	なし				58			58					
	十日町市	なし				37			37				1	
●	見附市	2		2		272			272				5	
	村上市	なし				8			8					
●	燕市	なし				693		2	691					
●	糸魚川市	4			4	674		5	669				1	
●	妙高市	なし				25			25					
●	五泉市	1			1	495			495					
●	上越市	7	1		1	5	1,367	2	46	1,305		14	16	
	阿賀野市	なし					213			213				
●	佐渡市	なし				473	4	31	438					
	魚沼市	なし				なし								
●	南魚沼市	なし				4			4					
	胎内市	なし				8			8					
	聖籠町	なし				23		1	22					
	弥彦村	なし				1			1					
	田上町	なし				なし								
	阿賀町	なし				8			8					
●	出雲崎町	なし				11			11					
	湯沢町	なし				なし								
	津南町	なし				1			1					
	刈羽村	なし				35			35					
	関川村	なし				なし								
	粟島浦村	なし				なし								

●：災害救助法適用市町村（14市町）

※：死者は全て災害関連死

都道府県で講じた（講じてきた）対応

1 被災市町村に対する職員応援の仕組み（チームにいがた）と主な取組

（1）能登半島地震における支援の概要

- 新潟県では、これまでの災害の経験を踏まえ、迅速・確実な被災者の生活再建を支援するための被災地への応援体制「チームにいがた」を構築
- 令和6年能登半島地震では、地盤の液状化等により膨大な数の住宅被害が生

じた新潟市の住家被害認定調査業務に対する「チームにいがた」による支援として、新潟県や県内市町村の職員による応援を実施。

- あわせて、秋田県や山形県内の自治体職員からも応援いただき、被災者への迅速な生活再建への支援につなげた。

(2) 「チームにいがた」取組の背景と主な成果

- 大規模災害が発生すると、住家の被害認定調査に係る業務量が膨大となるため、被災自治体のマンパワーでは対応しきれず、他の自治体等からの応援職員の派遣が不可欠。
- 被災自治体に業務のノウハウが不足しているため、応援職員を効率的に活用したスピーディーな調査の実施など、被災者への迅速な生活再建に向けての迅速な業務実施が課題。
- 新潟県中越地震（平成16年）では約12万棟、新潟県中越沖地震（平成19年）では約4万棟の建物被害が発生し、生活再建支援業務の実施に当たっては、この課題に幾度となく直面。
- 職員の経験知に拠ることなく「いつ、誰であっても、業務を進めることができる」ように、県や市町村で連携して「業務の標準化」に向け取り組んできた。今回の能登半島地震における対応にも活かされた、この取組の成果として、以下、主な3つを紹介する。

ア ガイドラインの策定（平成27年度）

中越地震や中越沖地震等の対応を振り返り、県内自治体が当時に苦慮した体験事例も盛り込んだ住家被害認定調査や罹災証明書交付業務に係る業務フロー等を整理した「ガイドライン」を平成27年に策定

イ 県内共通のシステム導入（平成29年度）

膨大な業務を応援先で効率よく確実に処理するための県内共通のシステムツールとして、「新潟県被災者生活再建支援システム」を平成29年に県と県内24市町村に共同導入。令和6年からは全30市町村と県とで共同運用している。

このシステムでは、被害認定調査から罹災証明書の発行、被災者台帳の作成・管理までの業務を一元的に管理することができ、これまでマンパワーを要していた調査結果のデータ整理や、罹災証明書交付の際の住民情報等の突合などの作業を大きく省力化することが可能。

ウ 「チームにいがた」としての応援体制の構築（平成30年度）

県と県内市町村が迅速に応援を実施できるよう、平成30年度に県と県内すべての市町村による相互応援協定を締結。「チームにいがた」は、県内での災害はもとより、県外にも積極的支援に出向き、これらの活動を通じて、職員の経験知によることのない業務の標準化を進めるとともに実践



的な対応力の向上を図っている。

なお、「チームにいがた」は、この協定を締結する以前から活動を行っており、平成25年に京都府福知山市の台風災害への支援を皮切りに、平成28年の熊本地震における同県各市町村や、令和4年8月新潟県北部豪雨における県内市町村への支援など、これまで県内外計10の被災地を支援（表1）。

表1 これまでの「チームにいがた」による被災地支援の実績

実施年	災 害	応援先	業 務	参加団体等
平成25年	台風18号	京都府 福知山市	家屋被害認定調査	3市6名、県2名
平成26年	豪雨被害	京都府 福知山市	家屋被害認定調査事務局支援等	8市13名、県2名
平成28年	熊本地震	熊本県 県内市町村	被災者生活再建支援全般	9市54名、県41名
平成30年	西日本豪雨	岡山県 倉敷市	家屋被害認定調査	15市町31名、県8名
〃	北海道胆振東部 地震	北海道 安平町	被災者生活再建支援全般	22市町81名、県19名
令和元年	山形県沖地震	新潟県 村上市	家屋被害認定調査、罹災証明書交付	16市町村16名、県4名
〃	台風19号 (令和元年東日本台風)	福島県 郡山市	家屋被害認定調査、罹災証明書交付	27市町村81名、県15名
令和4年	福島県沖地震	福島県 新地町	家屋被害認定調査	24市町村111名、県28名
〃	令和4年8月 豪雨	新潟県 村上市・関川村	家屋被害認定調査、罹災証明書交付、 避難所運営	24市町村276名、県15名、 県外（福島県）15名
令和5年	7月15日からの 豪雨被害	秋田県 秋田市	家屋被害認定調査	4市12名、県6名

〔令和6年能登半島地震災害における対応〕

（3）能登半島地震における新潟市住家被害認定調査業務への応援

- 今回の能登半島地震では、県内で住宅被害が最も甚大となった新潟市からの応援要請に基づき、住家被害認定調査（一次調査）業務に対し「チームにいがた」として県や市町村の応援職員を延べ人数にして2,160人派遣（表2）しており、1月7日からの1か月間で約1万3千件もの住家を迅速に調査するなど、新潟市と連携しながら、被災した住民の方々の生活再建の基礎となる罹災証明書の早期交付に繋げることができた。
- なお、新潟県内で被災した他の市町村間で業務の進捗や対応方針にばらつきが生じないように、1月2日から29日までに5回、県と市町村とでオンラインのマネジメント連絡調整会議を開催し、調査方針の設定の意見交換や情報共有を行った。
- 調査の進捗は、図1のとおり。被害の大きさが徐々に明らかになったことに伴い、タブレット端末導入による調査効率化や、新潟県内の応援にとどまらず、山

形県内や秋田県内の自治体職員からの応援により体制拡充を図ることにより、膨大な数の住家被害認定調査を実施。

- 地盤の液状化により損傷した住家の被害認定の調査（１次調査）は、外観目視調査や、下げ振り等による柱の傾斜の測定による判定、住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況による判定を行う。新潟市の場合は、液状化により床が傾いたり、建具がゆがんだりという被害があるにもかかわらず、柱の傾きが小さく、１次調査だけでは適切な判定が行えないケースが発生したため、４月４日からは、住家被害認定調査（二次調査）業務に対し「チームにいがた」として市町の応援職員を延べ180人派遣しました。

表２ １次調査派遣人数（単位：のべ人数（人×日））

		人数	備 考
県内	県職員	775	・税務課・県税部：300 ・応援職員：475
	市町村職員	685	22 市町村 〔長岡市、新発田市、小千谷市、加茂市、 十日町市、見附市、村上市、妙高市、阿賀野市、 佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、 田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、 弥彦村、刈羽村、関川村〕
	県内小計	1,460	
他県	山形県応援	400	山形県職員＋山形県内市町村職員
	秋田県応援	300	秋田県職員＋秋田県内市町村職員
	他県小計	700	
	合 計	2,160	

図１ 「チームにいがた」による新潟市住家被害認定調査支援業務の進捗



【参考】「チームにいがた」による新潟市への支援の取組（時系列）

- 1月1日 地震発生（新潟市内の最大震度：5強）。
- 1月4日 新潟県及び新潟市で情報共有会議を実施し、応援要請の意向確認。
- 1月7日 「チームにいがた」住家被害認定調査支援を開始。（60人体制）
- 1月15日
 - ・山形県及び山形県内市町村職員による応援等により、体制拡充。（120人体制）
 - ・紙調査からタブレット端末を活用したモバイル調査に切り替え、調査効率化。
- 1月16日 新潟市に被災者生活再建支援法を適用。
- 1月19日 秋田県及び秋田県内市町村職員による応援等により、体制拡充。（210人体制）
- 1月24日 罹災証明書の発行開始。
- 2月4日 新潟市における住家被害認定（1次調査）のための派遣終了。
- 4月4日 新潟市住家被害認定調査（2次調査）への応援（5月31日まで）
応援人数延べ180人（県内14市町36人）

検証結果（効果的な取組と課題）

〔効果的な取組〕

今回の能登半島地震では、県内で住宅被害が最も甚大となった新潟市からの応援要請に基づき、住家被害認定調査（一次調査）業務に対し「チームにいがた」として県や市町村の応援職員を延べ人数にして2,160人派遣しており、1月7日からの1か月間で約1万3千件もの住家を迅速に調査するなど、新潟市と連携しながら、被災した住民の方々の生活再建の基礎となる罹災証明書の早期交付に繋げることができた。

〔被災自治体の応援に関する本県の課題〕

1 応援対応できる自治体職員の体系的・継続的な育成

住家被害認定調査に対応できる自治体職員について、市町村の税務担当職員を中心に育成しているが、異動もあるため、災害時に応援対応できる自治体職員のリスト化や、人材育成指針の策定による体系的・継続的な育成確保の仕組みが必要

2 マネジメント職員の育成・確保

応援派遣時には、現地で被災自治体との調整や応援職員のマネジメントを行う必要がある。マネジメント業務は、これまで、県の防災局職員や防災局OB職員が担ってきましたが、調整やマネジメントを行うことのできる経験やノウハウを有する職員は限られている。応援の長期化や応援の人員体制が大きくなれば、マネジメント業務の負担も大きくなるため、市町村職員も含めたマネジメント人員の育成・確保の仕組みが必要。

〔課題への対応〕

1 市町村職員等を対象とした研修の実施

「チームにいがた災害対応業務研修」として、生活再建支援業務など、他

自治体からの応援による対応が見込まれる業務に対し、県内市町村で知識・経験を共有し、連携を強化するため、実際の応援活動と連動し、実践的な知識・経験を蓄積・共有するため、県・市町村職員対象の研修を実施しています（表3）。

表3 チームにいがた災害対応業務研修の実施実績

年度	概 要	受講者数等
R 2	基礎編（R2. 7. 28、29） 生活再建支援業務の全体像、罹災証明書交付訓練	約 130 人
	被害認定調査研修（R2. 12. 14） 地震・水害の木造・一次調査に関する講義、住家模型を活用した調査演習	約 60 人
R 3	生活再建支援業務（基礎編）（R3. 6. 1） 「チームにいがた」や各業務の概要、過去の事例からの業務の流れの確認、罹災証明書交付業務のシステムを使った基本操作体験	約 90 人
	被害認定調査研修（R3. 7. 28） 地震・水害の被害認定調査の概要、調査票の記入方法、模型を活用した模擬調査（地震・水害木造一次）	約 100 人
	罹災証明書研修（R3. 8. 24） 罹災証明書の交付手順、罹災証明書の交付訓練（ロールプレイング）	約 60 人
R 4	令和4年8月大雨災害に係る応援対応（住家被害調査業務、罹災証交付事務、避難所運営業務） 応援職員向けに全体研修・現地研修実施	約 300 人
R 5	秋田県の大雨災害に係る応援対応（住家被害認定調査業務） 応援職員は秋田市実施の研修を受講	18 人
	令和6年能登半島地震に係る応援対応（住家被害認定調査業務） 応援職員向けに研修実施	約 300 人 （一次調査）

2 マネジメント体制強化に向けた取組

令和5年度から、県と市町村の合同によるマネジメント体制強化のため、避難所業務、生活再建支援業務の標準化（業務実績の整理・マニュアル化、研修プログラムの策定等）について、研究者や市町村と連携して検討中。今後、各業務のガイドラインを作成し、市町村向け研修を実施する等、災害対応経験を活かした応援業務の改善に取り組んでいく

3 令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会

このほか、今回の能登半島地震に際して、本県で明らかとなった課題としては、例えば、津波避難の呼びかけに応じ、多くの方々が避難したが、その際、一斉に車による避難行動を起こしたことから、道路渋滞が発生した事例があった。また、避難の際に津波ハザードマップが十分に活用されていなかった事例も見受けられた。

こうした今回の教訓を活かしつつ、新潟県の防災対策上、主要かつ優先して対応すべき4つの課題（①地震・津波等避難対策、②孤立地域対策、③避

難所等運営対策、④原子力災害との複合災害時の対応）に係る取組の方向性について、有識者等から構成される検討会で議論し、報告書を取りまとめた。今後、県の地域防災計画や施策に反映する予定であり、本県の防災対策全般について、今回の地震の教訓等を活かしながら改善に取り組む。

各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項

【共有すべき教訓】

- 被災者生活再建支援業務は、市町村の事務ではあるが、以下の点から、被災市町村に対する都道府県による積極的な支援が不可欠である。
 - ・ 大規模災害時には被災市町村単独での業務遂行は困難であり、他からの応援が必須となるが、市町村間の個別の相互応援協定等では支援の規模や期間に限界があり、ため、「応急対策職員派遣制度」の利用等による都道府県も含めた応援体制の構築が不可欠。
 - ・ 円滑な業務遂行のためには、応援側・受援側双方が業務に対する共通認識を形成しておく必要があり、特に、管内の自治体間で業務の標準化を図ることが重要。そのためには、都道府県による旗振りや調整が必要。
 - ・ 大規模・広域災害の場合には、複数の市町村の同時被災が想定されるが、各市町村独自の業務方針の採用（独自の調査手法や単独での業務体制など）により、業務の成果にばらつきが生じ、結果として被災者の不利益を招きかねないため、都道府県による調整が必要。
- 応急対策職員派遣制度等の自都道府県外からの応援を想定した場合、円滑な応援・受援の実現のためには、近隣県をはじめとする関係都道府県との業務方針等に関して共通認識づくりが重要。
 - ・ ブロック内での応援や受援を円滑に実施するためには、定例の連絡会議に加え、災害時を想定しながらカウンターパート都道府県を実際に訪問して行う担当職員同士の顔合わせや、応援要請手順の確認を行う訓練等、より実践的な取組を平時から行うことで、ブロックとしての応援・受援体制を強化していくことが必要。

関係資料・データ

- 令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bosai/>

課題：令和6年能登半島地震における石川県の対応

被害の状況

- 1 地震発生時刻：令和6年1月1日16時10分
- 2 震源地：石川県能登地方（震源の深さ16km）
- 3 地震の規模：マグニチュード7.6（最大）
- 4 県内震度：震度7 輪島市、志賀町
震度6強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度6弱 中能登町
震度5強 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
震度5弱 白山市、津幡町、内灘町
震度4 野々市市、川北町
- 5 県内の津波警報等発表状況
 - 1日16時12分：津波警報発令（石川県加賀、石川県能登）
 - 1日16時22分：大津波警報に切り替え（石川県能登）
 - 1日20時30分：津波警報に切り替え（石川県能登）
 - 2日01時15分：津波注意報に切り替え（石川県加賀、石川県能登）
 - 2日10時00分：津波注意報解除（石川県加賀、石川県能登）
- 6 被害状況（R7.4.30時点）

人的被害：死者574名（うち災害関連死346名） 行方不明者：2名
負傷者：1,269名（重傷393名、軽傷876名）

住家被害：全壊6,151棟、半壊18,646棟、一部破損91,261棟、
床上浸水6棟、床下浸水5棟

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○発災後の対応

月 日	対応等
1月1日	・災害対策本部設置 ・第1回・2回 災害対策本部員会議の開催 ・自衛隊への災害派遣要請 ・緊急消防援助隊の応援要請 ・災害救助法の適用（野々市市、川北町を除く17市町）
2日	・第3回・4回・5回 災害対策本部員会議の開催
3日	・第6回・7回 災害対策本部員会議の開催
4日	・第8回・9回 災害対策本部員会議の開催 ・義援金、義援物資の受付開始
5日	・第10回・11回 災害対策本部員会議の開催
6日	・第12回・13回 災害対策本部員会議の開催 ・被災者生活再建支援法の適用（全市町） ・被災地外への2次避難開始
7日	・第14回 災害対策本部員会議の開催 （7日～19日 1日1回の開催へシフト）
8日	・1.5次避難所の開設（いしかわ総合スポーツセンター）
11日	・激甚災害（本激）の指定

		・ 特定非常災害の指定
	19 日	・ 第 26 回 災害対策本部員会議の開催 (20 日～ 2 日に 1 回の開催へシフト) ・ 非常災害の指定
	2 月 1 日	・ 復旧・復興本部の設置 ・ 第 1 回令和 6 年能登半島地震復旧・復興本部会議の開催
検証結果（効果的な取組と課題）		
検証中		

各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項等
検証中

関係資料・データ
検証中

課題：令和 6 年奥能登豪雨における石川県の対応

被害の状況

- 令和 6 年奥能登豪雨による被害の状況（令和 7 年 4 月 30 日 14 時現在）
 - 1 人的被害
 - 死者 16 名 負傷者 47 名（重傷 2 名、軽傷 45 名）
 - 2 建物被害
 - (1)住 家
 - 全壊 82 棟 半壊 656 棟 一部破損 152 棟、床上浸水 72 棟 床下浸水 897 棟
 - (2)非住家
 - 公共建物 18 棟、その他 557 棟

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨災害により、輪島市及び珠洲市で国の適用基準を満たしたことから、10 月 9 日に両市に対して被災者生活再建支援制度（国制度）の適用を決定。同日、国制度の適用基準に満たない能登町に対して石川県被災者生活再建支援制度（県制度）の適用を決定。
- 複合災害を考慮した手厚い被害認定の実施
 - ・被害認定調査は、災害からの早期の生活再建を図る観点から、原則災害ごとに実施されるが、令和 6 年奥能登豪雨の被災地は、令和 6 年能登半島地震の被災地と重なっており、地震による被害を受けた住家の修繕が完了していない状況下で、大雨による被害が発生したため、別災害として判断することが困難であったことから、複合災害を考慮した手厚い被害認定となるよう対応。
 - (1) 地震により既に生じていた住家の被害が更に拡大した等の事情があれば、大雨に伴う被害認定調査の中で、被害が拡大した部分も含めて被害認定を行うことができるよう対応。
 - (2) 被害の状況を踏まえ、自治体が次の 2 つの認定を選択できる。
 - ①豪雨による被害の認定にあたって、地震による被害と密接不可分である場合、「地震による被害」として認定(地震災害の罹災証明書を交付)
 - ②豪雨による被害として認定(豪雨災害の罹災証明書を交付)

検証結果（効果的な取組と課題）

- 被災者生活再建支援法（制度）は、同じ災害で被災しても、被害状況により、法適用となる市町と、ならない市町が存在している。

令和 6 年奥能登豪雨においては、輪島市、珠洲市は国制度が適用となったが、住家被害のあった能登町においては、国の適用基準を満たさず、被災者の支援に不公平感が生じることとなったため、市町と連携し、国制度と同水準の支援を行った。

半壊世帯の場合、生活再建のために相応の費用がかかる場合があるにも関わらず、国制度の支給対象外となり、迅速な生活再建に結び付かない事例があるため、半壊世帯を対象に、県・市町で独自支援を行っている。

早期の生活再建のため、石川県では、国制度を補完する独自制度を創設しているが、特別交付税措置については、都道府県のみとなっている。
- 効果的な取り組み
 - ・地震による被害のみでは半壊未満となり、受けられる支援が小さかった二重被災者に対して、豪雨により被害が拡大した部分も含めて被害認定を行うことで、より手厚い支援が可能。

＜令和6年能登半島地震における主な支援制度＞

- ・被災者生活再建支援制度、公費解体、地域福祉推進支援臨時特例給付金、義援金 など

各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項

○同一災害でも、国制度が適用となる市町と、ならない市町が存在し、不公平感が生じることから、令和5年5月に「石川県被災者生活再建支援補助金」として、国の制度を補完する恒久的な支援策を創設し（適用は「令和5年能登地方を震源とした地震災害」から）、国制度が対象となる市町に加え、半壊も支給対象としたところであり、不公平感が生じない仕組みとしている。

現行の国制度の適用基準では、被災者の迅速な生活再建に結び付かない場合や被災者間に不均衡が生じる場合があり、制度の充実が必要であることから、

- （1）国の被災者生活再建支援制度の支給対象とならない半壊を対象に、県独自に支援を行っているが、国制度の支給対象を半壊まで拡大すること。
- （2）被災者生活再建支援法の適用基準に満たない被災団体に対して、県独自に支援を行っているが、同一災害にも関わらず適用対象外となる団体がないよう、全ての被災団体の被災者に対して法に基づく救済が平等に行われるよう適用範囲を見直すこと

を国に提案しているところである。

今般の災害で、懸念していた「同一災害で被災したにもかかわらず、県内で国制度が適用となる市町とならない市町」が存在することとなった。

このような国の制度の対象とならない被災者の生活再建をどのように支援していくか検討する必要がある。

関係資料・データ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/shienhou-gaiyou.pdf>

課題：県の応急対策について

被害の状況や動き

- 1 地震発生時刻 令和6年1月1日16時10分
- 2 震源地 石川県能登地方
- 3 地震の規模 マグニチュード7.6(最大震度7：石川県(輪島市、志賀町))
- 4 県内震度 5強：6市1村、5弱：3市3町、4：1市1町
- 5 県内の津波警報等発表状況
 - 1/1 16:12 津波警報発表(富山県、石川県、新潟県)
 - 1/1 16:13 津波第一波到達
 - (1/1 16:22 大津波警報 石川県能登)
 - 1/2 01:15 津波警報から注意報に切換え
- 6 被害状況(R7.1.31時点)
 - 人的被害：死者3名(災害関連死3名)、負傷者54名(重傷13名、軽傷41名)
 - 住家被害：全壊259棟、半壊807棟、一部破損21,606棟、未分類21棟

都道府県で講じた(講じてきた)対応

○発災後の対応

月 日	対 応 等
1月1日(月)	・災害対策本部設置 ・第1回 災害対策本部員会議開催 ・災害救助法適用(13市町村) ・自衛隊への災害派遣要請
2日(火)	・第2回・第3回 災害対策本部員会議開催
3日(水)	・第4回 災害対策本部員会議開催
4日(木)	・第5回 災害対策本部員会議開催 ・被災者支援パッケージの発表
9日(火)	・第6回 災害対策本部員会議開催 ・被災者生活再建支援法適用(氷見市)
11日(木)	・(国)激甚災害(本激)及び特定非常災害の指定
12日(金)	・1月補正予算専決処分
18日(木)	・被災者生活再建支援法適用(小矢部市)
19日(金)	・(国)非常災害の指定
20日(土)	・内閣府防災担当大臣へ要望
24日(水)	・国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省の各大臣へ要望
25日(木)	・被災者生活再建支援法適用(射水市) ・(国)「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」発表
26日(金)	・「災害対策本部」を「復旧・復興本部」へ切替え
30日(火)	・令和6年能登半島地震による宅地液状化災害を受けた勉強会設置
2月2日(金)	・第1回復旧・復興本部員会議開催 ・被災者生活再建支援法を全市町村に適用
6日(火)	・2月補正予算専決処分

27 日(火)	・ 第 2 回復旧・復興本部員会議開催
3 月 27 日(水)	・ 第 3 回復旧・復興本部員会議開催
5 月 28 日(火)	・ 第 1 回令和 6 年能登半島地震に係る災害対応検証会議開催
29 日(水)	・ 第 4 回復旧・復興本部員会議開催
7 月 1 日(月)	・ 宅地液状化等復旧支援事業の開始
3 日(水)	・ 第 2 回令和 6 年能登半島地震に係る災害対応検証会議開催
17 日(水)	・ 富山県自宅再建利子助成事業の開始
8 月 19 日(月)	・ 第 3 回令和 6 年能登半島地震に係る災害対応検証会議開催
30 日(金)	・ 第 4 回令和 6 年能登半島地震に係る災害対応検証会議開催
9 月 2 日(月)	・ 第 5 回復旧・復興本部員会議開催
10 月 2 日(火)	・ 第 5 回令和 6 年能登半島地震に係る災害対応検証会議開催
11 月 27 日(水)	・ 第 6 回復旧・復興本部員会議開催
12 月 18 日(水)	・ 第 6 回令和 6 年能登半島地震に係る災害対応検証会議開催
26 日(木)	・ 第 7 回復旧・復興本部員会議開催
27 日(金)	・ 令和 6 年能登半島地震災害対応検証報告書公表
1 月 21 日(火)	・ 第 7 回令和 6 年能登半島地震に係る災害対応検証会議開催
検証結果（効果的な取組と課題）	
・「令和 6 年能登半島地震に係る災害対応検証会議」を設置し、能登半島地震における情報収集・伝達や避難行動などの 14 項目についての課題と改善策を検証し、報告書を取りまとめた。	

検証結果を踏まえた方向性（対策）	
・「令和 6 年能登半島地震災害対応検証報告書」を踏まえ、地域防災計画や各種マニュアルの見直しを行うとともに、改善に向けた取組みを推進する。	
他の主体に期待する役割（国等への要望事項）	
1	今回被災者から、物価高を反映した被災者生活再建支援金の増額や、能登地域のみ適用となった交付金などを受け、同程度の被害であれば公平な支援を求める声が強く上がっている。これらを踏まえ、制度の持続可能性や過去の救済との公平性にも配慮しつつ、近年の急激な物価高を踏まえた支給額の増額や、同一災害における被害が同程度であれば居住地に関わらず支援内容を同じとするなど支援の拡充が必要。
2	能登半島を周遊する旅行の催行不能に加え、被災した黒部峡谷鉄道が令和 6 年度だけではなく令和 7 年度も全線開通の見込みが立たないなど甚大な損失が見込まれるため、被災状況に応じた観光産業への支援が必要。
3	広域支援ルートとなる緊急輸送道路が寸断され不通となるなど、迅速な災害救助、復旧活動に支障が生じたことから、緊急輸送道路を中心とする道路の整備促進・強靱化を推進いただきたい。
4	これまで調査が遅れていた日本海側の断層の長期評価や中部地域における地

域評価、能登地方を震源とする群発地震が日本海沿岸地域に及ぼす影響に関する調査研究等を推進いただきたい。

5 り災証明書交付や住家被害認定について、市町村職員の事務負担が大きいことから、申請・交付手続きや調査手法のデジタル活用を進め業務の効率化・迅速化が必要。

6 液状化対策について、工法検討や地域住民の合意形成など、本格的な対策の実施までに時間を要することから、継続して予算を確保いただきたい。また、地域の実情を踏まえた予算の柔軟な運用へ配慮いただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- ・「令和6年能登半島地震災害対応検証報告書」により本県の災害対応における課題と改善の方向性を共有する。

関係資料・データ

【富山県ウェブサイトより】

- ・令和6年能登半島地震災害対応検証報告書について
<https://www.pref.toyama.jp/1900/2024kenshohokokusho.html>

課題：車両滞留事案に対応するための連絡体制強化

被害の状況

○気象概況

1月23日から25日にかけて、本州の上空約5,500mに氷点下40度以下のこの冬一番の寒気が流れ込んだ影響で、冬型の気圧配置が強まり、県内では山地を中心に平地でも大雪となった。関ヶ原町では、3時間降雪量、6時間降雪量、12時間降雪量が観測史上1位（1997年から観測開始）を記録。

名神高速道路岐阜羽島ICから栗東湖南IC間（上下線）が最大34時間通行止めとなった。

○被害

- ・名神高速道路 関ヶ原IC付近を先頭に車両の滞留が発生（1月24日～25日）

方向	最大滞留数	滞留時間	原因
下り線	6.6km・約700台	1月24日9時頃から 1月25日4時頃まで	大型貨物車のスタック
上り線	5.5km・約500台	1月24日10時頃から 23時30分頃まで	関ヶ原IC出口への交通 集中等による渋滞

- ・物的被害 なし
- ・人的被害 重傷1人、軽傷1人 ※車両滞留事案以外で発生、除雪作業中によるもの

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 1月23日に気象台と合同で説明会を開催、注意喚起
- 自衛隊へ災害派遣要請（約300名で除雪作業に従事）
- 災害救助法 関ヶ原町（4号適用）
- 滞留車両への支援 職員77名が食料品の配布（荷下ろし等含む）を実施
- 避難所支援 関ヶ原町が開設した避難所に職員3名派遣
- 給油支援の準備

検証結果（効果的な取組と課題）

- 車両滞留の兆候を発見して以降、NEXCO 中日本、中部地方整備局等から情報収集を開始し、庁内関係部署へ情報提供を実施したことで、NEXCO 中日本からの車両滞留に係る支援要請に速やかに対応できた。
- 一方、NEXCO 中日本が把握していた車両滞留情報が県に伝わるのが遅れたこと、県とNEXCO 中日本の現場責任者間の連携に時間を要したことなど、連携面で課題があり、後日担当者会議の場を設け意見交換を行っている。

各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項

- 車両滞留の防止には、大雪が見込まれる際の不要不急の外出を控えていただくこと、冬用タイヤの装備が必須であることを適宜情報発信することが必要。
- 車両の滞留を防ぐため、道路の予防的通行止めの実施など、早めの対応が必要。

○平時の取組みとして、降雪時期前の関係機関を交えた訓練の実施、連絡体制の確認が重要。

関係資料・データ

岐阜県公式ウェブサイト 大雪による被害概要

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/342723.html>

課題：被災者生活再建支援、家屋の対応

被害の状況	
○気象概況	台風第10号等の影響で、8月29日から9月2日に岐阜・西濃で大雨となり、大垣市上石津で361ミリ、揖斐川町で329ミリ、関ヶ原町で328ミリの降水量を観測。平年8月の月降水量の約1.6倍であった。杭瀬川が氾濫し、大垣市に警戒レベル5の緊急安全確保が発令。
○被害	・人的被害 なし ・物的被害 半壊 8棟（大垣市）、一部破損 5棟（大垣市） 床上浸水 6棟（大垣市） 床下浸水 148棟（大垣市120、養老町17、池田町11）
都道府県で講じた（講じてきた）対応	
○災害救助法の適用	大垣市、揖斐郡池田町（4号適用）
○岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度の適用	大垣市
検証結果（効果的な取組と課題）	
○被災世帯数が被災者生活再建支援法の適用基準（全壊10世帯以上等）に満たず、県独自制度（岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度）により床上浸水被害に対する支援を実施	
○浸水時の対応に関する情報発信が不足していたため、片付けや掃除の際の注意点、手順をまとめたチラシを後日HPに掲載し、生活再建情報とともに発信	
○命最優先で早めの避難につながるよう、風水害時のタイムラインを見直し、修正	
○浸水しやすい土地の農地利用や先人たちが築き上げた輪中堤が被害の軽減に繋がったため、あらゆる関係者が「流域治水」の取組を継続・拡充することを確認	

各都道府県で共有すべき教訓や国等への要望事項
○被災者生活再建支援制度の適用基準の緩和や、支給対象の拡大を要望
○災害の種類ごとに、被災者が求める情報を発信すること、併せて県が備蓄しており活用可能な資機材について、求めに応じ速やかに提供できる体制が必要

関係資料・データ
岐阜県公式ウェブサイト 「自宅が浸水した場合の参考情報」 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/396687.html 被害概要 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/385570.html